

学生スポーツ界における理 不尽な伝統的慣習の構造

明治大学 高峰ゼミ



目次

- 1.はじめに
- 2.研究の方法・結果
- 3.考察および提言



1.はじめに



1.はじめに

- 我々は組織内における上下関係を見無視して生活することは難しい。関係性の上位にいる人間は下位にいる人間に対して自らが持つ権力を振りかざす。
- しかし、時としてその関係性の中において発生する越権行為を我々は認めざるを得ない。



このテーマに決めた理由

- 数年前に体罰問題が社会の注目を集めた
- しかし体育会の中では体罰の問題だけでなく、上級生から下級生へ、体罰ほどの暴力ではないが理にかなわない風習が存在している
- 体育会は社会で望ましい人材の育成の場であるとの観点からこれは問題視されるべきである
- この立場に立つと、理不尽な行為を行う側と受け取る側が存在することは否定されるべきである

2.研究の方法・結果



(1) 研究の方法

方法：聞き取り調査（直接および、メールを用いて）

対象：大学の体育会所属者

内容：過去に自らが経験した理不尽と思われる伝統的慣習について

期間：2015年6月15日～6月22日

インタビュアー：4人

インタビュイー：45人

所属：スピードスケート部、アイスホッケー部

野球部、ホッケー部、剣道部、バスケットボール部、少林寺拳法部、水泳部(計6大学)

事例

- ・ 罰走

試合等でミスをした時に罰として課せられるランニング

- ・ 坊主頭の強制

部の規律を乱した時に連帯責任として行われるもの

- ・ 集合2時間前行動

天候に関わらず集合時間の2時間前に集合場所に整列し、無言で上級生を待つ

- ・ 会話をする際の目線

上級生と会話する時は、常に目線は下から話さなければならない

事例

- ・ 許可制

上級生の許可なくトイレや飲水をすることができない

- ・ 不必要な睡眠制限

合宿中、0時就寝2時起床、2時から5時まで屋外で待機

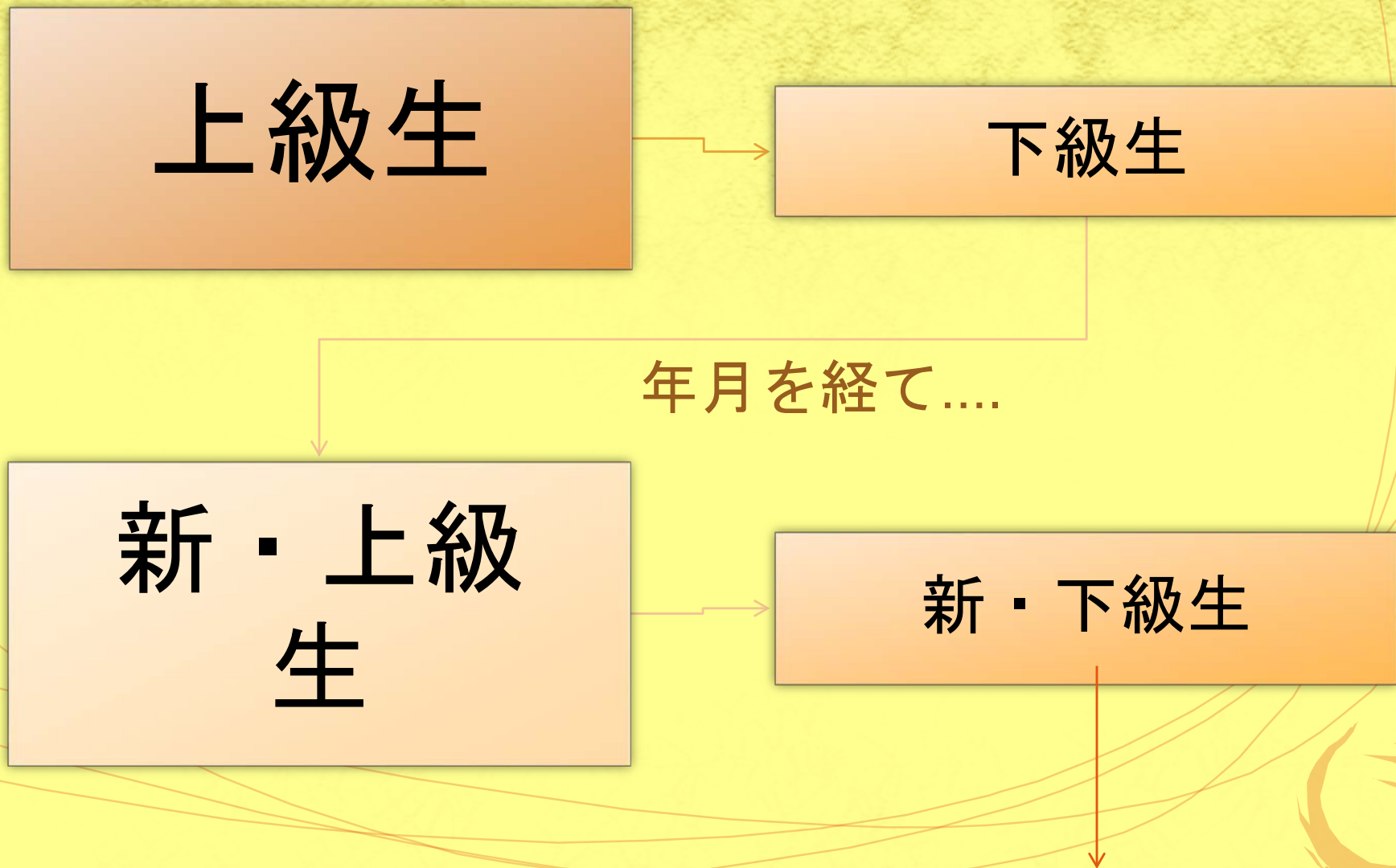
- ・ 上級生への奉仕活動

練習後、深夜まで上級生をマッサージ

- ・ 飲み会における、アルコールの強要 など



理不尽な要求・命令の構図



3. 考察および提言



(1) 考察

【発生のメカニズム】

- ・ 上級生が本来持つ範囲を超えた権力を行使することによって、上級生自らの優位性を下級生に認めさせる狙い
- ・ 下級生は逆らえない、逆らうと立場が追いやられる
- ・ “失敗をすること” への抑止力としての効果

(1) 考察

【理不尽な伝統に対する評価】

・日本国憲法第十一条

“国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。”

(1) 考察

内閣府大臣官房政府広報・室世論調査（平成24年）

“「強要」＝基本的人権の侵害”

社会では、強要やハラスメント、暴行などを断ち切ろうと敏感になっているが、体育会に関してはどうだろうか？

「伝統」という言葉に縛られ、社会ではおかしいことでも体育会内では日常的なものになっていないか？



(1) 考察

・ スポーツ基本法（2011年）

“スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や「克己心を培う」等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである”



理不尽な伝統的を黙認



継続することで・・・

公平さ・社会に通用する規律・*克己心を培う*

はたしてこのような関係性は可能なのか？

克己心を培うとは・・・

・下級生のときに上級生から理不尽な行いを受けてきた分自らが上級生になったとき、下級生に同じことをしたい欲望を抑え、自制心をもって下級生に接する。



(1) 考察

- スポーツ基本法（2011年）

“スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適正および健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。”

⇒ 「失敗して罰せられたくないから頑張る」という思考は、スポーツ基本法の基本理念とは真逆の考えである。

(2) 提言

理不尽な伝統的慣習に歯止めをかけるためには？



まずは体育会の主体者である学生自身が、慣習的に行っている理不尽な行為について疑問に感じることが重要だ。

“伝統的に行われてきたから”は理由にならない！

学生のみでは概念を変えることは容易ではない

そのためには？

理不尽な伝統は、体育会やスポーツ本来の意義からいかにかけ離れているかということを指導者から学生に指導することが必要不可欠だ。

これから必要になってくる指導者像

体育会やスポーツの本質と理不尽な慣習の問題点を理解し、学生アスリートの心理的な側面も含めた幅広いサポートができ、最終的には部全体の環境を健全なものにできる指導者



【具体案】

スポーツライフコーディネーター制の導入

スポーツライフコーディネーターとは？

学生間の上下関係における暴力やハラスメントなどの理不尽な慣習の根絶を目指し、学生の身体的および心理的健康の管理等を推進していくコーディネーター。

またカウンセラーとしての役割を担い、体育会を健全な運営で行うことを最大の責務とする人のこと。



【運営・管理】

- ・まずは、この問題に対し、親身になり、本気で変えていきたいと思う各大学の体育会が集まり、組織化する。
- ・基本は、指導者主体となり、その他に研究者や学生を入れ、作り上げていく。
- ・最終目標は、全国の大学が参加するような組織を作る。



【対象】

各大学の体育会の指導者

【取得方法】

1日4コマ程度の講習会を行い、あらゆる分野の専門的知識を身に付け、試験をし、取得する。

【取得後】

大学の体育会ホームページ等に載せることができ、指導中はバッチ等で取得者であることを示す。

【期間】

2020年までに組織を作り、2025年までにライセンス制度を確定
2030年までに全国化を目標に広めていく。

3点の専門的な能力

- ①本来の体育会のあるべき姿やスポーツの本質などを正確に理解出来る能力
- ②それを正確にわかりやすく学生に伝えることが出来るコミュニケーション能力
- ③理不尽な命令を出す側、受ける側双方の心情を理解し、学生の気持ちに寄り添うことができる能力



この制度を導入することにより、

スポーツや体育会の本質を理解していない学生たちに対してスポーツライフコーディネーターがその本質を正確に指導することで、伝統的に受け継がれてきた理不尽な慣習がいかに不要で非合理的であるかを学生自らが主体的に考え、その慣習がなくなる方向へ進み、体育会が健全な運営を行っていくことが可能になることが見込まれる。



〈参考文献URL〉

- ・ “人権擁護に対する世論調査”， 内閣府，
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/4.html>
(2015.10.20アクセス)
- ・ “スポーツ基本法”， 文部科学省，
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm
(2015.10.20アクセス)
- ・ “日本国憲法”， 法庫，
<http://www.houko.com/00/01/S21/000.HTM> (2015.10.15
アクセス)



以上で高峰ゼミの発表を終わります。

御清聴ありがとうございました。

